

1 救急無線への虚偽呼出妨害（平成22年4月）

山口県内の消防組合から、救急用の周波数で、救急車の呼出名称を使用し、本部基地局を呼び出す者がいるという申告があり、当局の電波監視システムによる電波監視や現地調査を実施した。

2 携帯電話基地局への干渉（平成22年5月）

携帯電話事業者から、携帯電話基地局に電波の干渉を受けることがあるとの申告があり、現地調査を実施したところ、民家のテレビ受信ブースター等の不具合により不要電波が放出され、近くの携帯電話基地局に干渉していたことが判明した。当該テレビ受信ブースター等の改修により、不要電波は消滅した。

なお、テレビ受信ブースター等からの不要電波による携帯電話基地局への干渉事案は、平成20年度は13カ所、平成21年度は11カ所、平成22年度第1四半期には4カ所で発生している。

〈参考〉

テレビ受信ブースター等の取り付け、調整について

アンテナケーブルの接続不良や、ブースター増幅レベルの過大調整により、ブースターが発振等し、不要電波が放出されることがある。

特に、写真のようなケーブルが直付け（接続部分がむき出し）されているタイプのブースターでは、不具合が発生しやすくなるので、注意が必要である。



テレビ受信ブースターの例
（蓋を開けた状態）



ケーブルの接続部分

3 船舶用無線電話への障害（平成22年6月）

海上保安本部から船舶用無線電話に障害を受けているとの申告があり、当局の電波監視システムを使用して調査したところ、国外の船舶用無線電話設備からの電波の誤発射が原因と推定された。その情報を海上保安本部に提供し、その後、障害は解消した。

4 航空用無線への混信（平成22年6月）

航空局から航空用無線に混信があるとの申告があり、当局の電波監視システムを使用して調査したところ、大陸方面から同一周波数の電波が到来していることが判明した。

大気の変化による電波の異常伝搬が原因と推定され、その後、混信は自然解消した。

5 非常用電波の誤発射（平成22年6月）

海上保安本部から、航空機や船舶で非常時に使用する電波を地球周回衛星で捕捉したとの申告があり、当局の電波監視システムを使用して調査をしたが、当該電波は確認できなかった。

その後の衛星が収集した情報等により、当該電波は中国国内の港に停泊中の船舶からの誤発射と判明した。

〈参考〉

非常用無線装置の取扱いについて

船舶や航空機で使用される非常用無線装置からの誤発射は、当局管内でもたびたび発生しており、特に無線装置の不適切な取扱いや廃棄方法が原因となっている事例が多いことから、船舶無線工事業者や廃棄物処理業者に対して、適切な取扱いについて周知・広報を行ってきたところである。



下関市内の廃棄物処理業者の一時保管場所に放置されていた非常用無線装置（平成21年10月）